

2026年1月30日

「学生の健康白書 2026」（国立大学調査）へ情報提供することについて

1. 「学生の健康白書 2026」について

全国の国立大学の学部生と大学院生の在籍者すべてを対象とした2026年度の健康実態報告書である「学生の健康白書 2026」が、本邦の国立大学保健管理施設協議会で作成されます。国立大学法人である本学（岐阜大学）も、この調査に協力いたします。については、学生の健康情報を、すべて匿名化（個人情報をすべて削除して、個人が特定できないデータにする）して同協議会「学生の健康白書作成委員会」へ提出することについてご理解をくださいますようお願いいたします。

2. 「学生の健康白書 2026」作成の目的・方法・期間

作成目的：

全国の国立大学法人の保健管理センターが共同して、5年毎に定期健康診断や学生生活アンケートのデータを集計して、「学生の健康白書」を作っています。大学生と大学院生の健康状態を把握して、よりよい健康管理のための基礎的な資料を作成することが目的です。尚、健康白書2000、2005、2010、2015、および2021のデータはインターネット上に公開されています。（<https://www.htc.nagoya-u.ac.jp/hokenkanri/hakusho/>）

作成方法：

定期健康診断項目および定期健康診断時に行われた生活アンケート調査（無記名アンケート）、過去の医師やカウンセラーによる面接を受けた学生と大学院生の数、面接当初の診断名を全国の国立大学からデータを集めて集計します。令和8年度は、学生相談室やカウンセリングルームを利用した学生と大学院生の状況も、相談担当者の協力により全国的に集計します。この調査では、利用者の個人情報は除かれて収集されますので、個人が特定されることは一切ありません。この調査で自分のデータを使って欲しくないと思われる方の情報は使用いたしませんので、その方は保健管理センターに連絡してください。不利益が生じることは決してありません。ただし、学生生活アンケートに関しては、無記名回答であるため、アンケートに回答後のデータ使用の取り消しはできません。また、収集データが匿名化され集計された後においては、データの削除を行うことは技術的にできません。集計されたデータは、国立大学法人保健管理施設協議会から「学生の健康白書 2026」として公刊されます。収集された情報は「学生の健康白書 2026」作成後に、新たに研究倫理審査を受けた上で学生の心身の状態の資料として2次利用される可能性があります。

研究期間：

実施承認日 ～ （西暦）2029年3月31日

3. 分析に用いる情報の種類

学年、性別、年齢、留学生か否か、身体計測（身長、体重、体脂肪、腹囲）、血圧、胸部 X 線検査等の学生健康診断で得られる情報。また、健康診断時に行われた無記名の生活アンケート調査、過去の医師やカウンセラーによる面接を受けた学生と大学院生の数、面接当初の診断名。

4. お問い合わせ先

本研究に関する質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧していただくことはできます。お申し出下さい。

【連絡先】

〒501-1193 岐阜市柳戸 1-1 岐阜大学保健管理センター

保健管理センター長 山本真由美

[TEL:058-293-2174](tel:058-293-2174) FAX:058-293-2177 email:hokencen@t.gifu-u.ac.jp